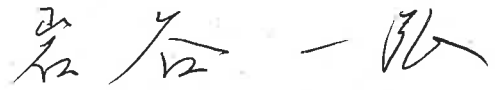


春日部市規則第48号

春日部市水の官民連携事業者選定審査会規則をここに公布する。

令和8年6月16日

春日部市長

A handwritten signature in black ink, consisting of stylized Japanese characters, likely reading 'Shigeo' (市長).

春日部市水の官民連携事業者選定審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、春日部市PFI事業者選定審査会条例（平成27年条例第4号）に基づき、春日部市水の官民連携事業者選定審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、春日部市水の官民連携事業に関し、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 水の官民連携導入に関すること。
- (2) 実施方針に関すること。
- (3) 特定事業の選定に関すること。
- (4) 民間事業者の選定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、官民連携に関すること。

(組織)

第3条 審査会は、委員4人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道分野の知識及び経験を有する埼玉県職員
- (3) 下水道分野の知識及び経験を有する埼玉県職員

3 前項第1号に掲げる者は、2人以上とする。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、上下水道部工務課において処理する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。